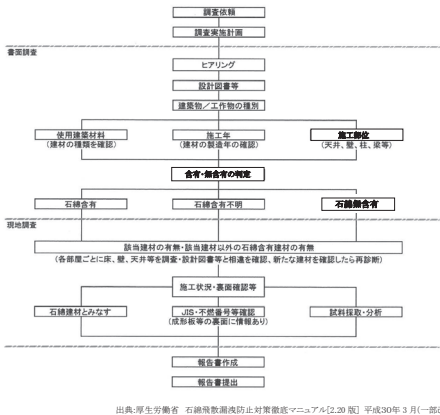
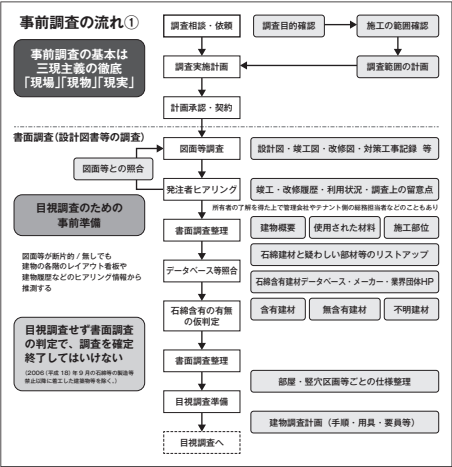
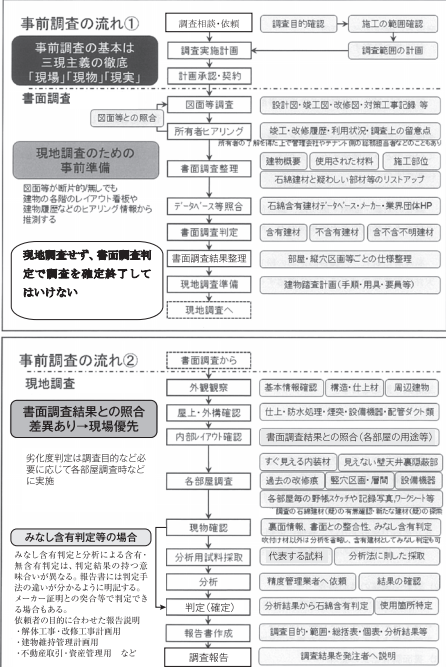
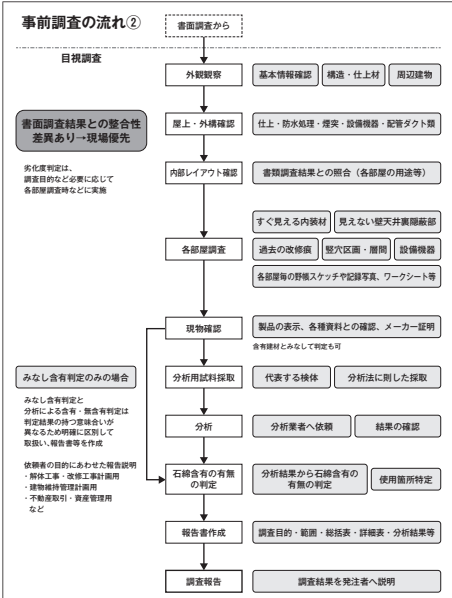


建築物石綿含有建材調査者講習テキスト No.135600

新旧対照表 2版(令和4年3月4日)(誤字脱字等は割愛しました。)

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）																																							
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																					
<石綿含有建材等用語の統一>	第1章の前	< 石綿含有建材等 用語の統一 >	<石綿含有建材の種類別の用語の統一>	第1章の前	< 石綿含有建材 種類別の用語の統一 >																																					
		<table><tr><th>テキストでの標準名称</th><th>通称、略称など</th></tr><tr><td>吹付けロックウール</td><td>吹付けRウ</td></tr><tr><td>吹付けパームキュライト</td><td>パームキュライト吹付け、断石吹付け、ひる石吹付け</td></tr><tr><td>吹付けバークライト</td><td>バークライト吹付け</td></tr><tr><td>耐火被覆板</td><td>石棉被覆板</td></tr><tr><td>スレート被覆板</td><td>被覆、スレート、波形スレート、石棉スレート</td></tr><tr><td>スレートボード</td><td>フレキシブル板(フレキ、フレキシブルボード)</td></tr><tr><td>吹付けバークライト(石棉セメント板)</td><td>平板(大平、大平板、ひらいた)</td></tr><tr><td>(スレートボードには右欄の4種類がある)</td><td>軟質板</td></tr><tr><td></td><td>軟質フレキシブル板(軟質フレキ)</td></tr><tr><td>けい酸カルシウム板第一種</td><td>ケイカル板、けいカル板、ケイカル</td></tr><tr><td>せっこうボード</td><td>石膏ボード、プラスターボード、P B、ジプサムボード</td></tr><tr><td>ロックウール吸音天井板</td><td>ロックウール化装吸音板、絨綿吸音板</td></tr><tr><td>住宅用吸音化装スレート</td><td>コニアル、カラーベスト</td></tr><tr><td>ビニル床タイル</td><td>Pタイル</td></tr><tr><td>耐火二層管</td><td>トミジ管、石棉二層管</td></tr><tr><td>石綿含有吹付け材による耐火壁</td><td>キツクス壁、エコニ一壁</td></tr><tr><td>石綿含有建築用仕上塗材</td><td>建築用仕上塗材</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>			テキストでの標準名称	通称、略称など	吹付けロックウール	吹付けRウ	吹付けパームキュライト	パームキュライト吹付け、断石吹付け、ひる石吹付け	吹付けバークライト	バークライト吹付け	耐火被覆板	石棉被覆板	スレート被覆板	被覆、スレート、波形スレート、石棉スレート	スレートボード	フレキシブル板(フレキ、フレキシブルボード)	吹付けバークライト(石棉セメント板)	平板(大平、大平板、ひらいた)	(スレートボードには右欄の4種類がある)	軟質板		軟質フレキシブル板(軟質フレキ)	けい酸カルシウム板第一種	ケイカル板、けいカル板、ケイカル	せっこうボード	石膏ボード、プラスターボード、P B、ジプサムボード	ロックウール吸音天井板	ロックウール化装吸音板、絨綿吸音板	住宅用吸音化装スレート	コニアル、カラーベスト	ビニル床タイル	Pタイル	耐火二層管	トミジ管、石棉二層管	石綿含有吹付け材による耐火壁	キツクス壁、エコニ一壁	石綿含有建築用仕上塗材	建築用仕上塗材		
テキストでの標準名称	通称、略称など																																									
吹付けロックウール	吹付けRウ																																									
吹付けパームキュライト	パームキュライト吹付け、断石吹付け、ひる石吹付け																																									
吹付けバークライト	バークライト吹付け																																									
耐火被覆板	石棉被覆板																																									
スレート被覆板	被覆、スレート、波形スレート、石棉スレート																																									
スレートボード	フレキシブル板(フレキ、フレキシブルボード)																																									
吹付けバークライト(石棉セメント板)	平板(大平、大平板、ひらいた)																																									
(スレートボードには右欄の4種類がある)	軟質板																																									
	軟質フレキシブル板(軟質フレキ)																																									
けい酸カルシウム板第一種	ケイカル板、けいカル板、ケイカル																																									
せっこうボード	石膏ボード、プラスターボード、P B、ジプサムボード																																									
ロックウール吸音天井板	ロックウール化装吸音板、絨綿吸音板																																									
住宅用吸音化装スレート	コニアル、カラーベスト																																									
ビニル床タイル	Pタイル																																									
耐火二層管	トミジ管、石棉二層管																																									
石綿含有吹付け材による耐火壁	キツクス壁、エコニ一壁																																									
石綿含有建築用仕上塗材	建築用仕上塗材																																									
		(右記に修正)																																								
1-1	25行目	(省略)～最後に、書面調査、現地調査、分析結果などを合わせて、④調査結果の報告書を作成する。 (下線右記に修正) ※以降同様に「現地調査」は「目視調査」に修正。 巻末資料については、「現地調査」を「目視調査」に読み替えるものとする。 (厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月）」に準拠) (巻末資料については、国土交通省「目で見えるアスベスト建材（第2版）」ほかの文献からの引用資料であり、加筆修正できないことから、用語の修正は行っておりません。)	1-1	25行目	(省略)～最後に、書面調査、目視調査、分析結果などを合わせて、④調査結果の報告書を作成する。																																					
1-7	11行目	(省略)～表1.4（P1-13参照）のレベル1、2、3に該当する全ての建材であり、～（省略）	1-7	11行目	(省略)～表1.4（P1-13参照）のレベル1、2、3、石綿含有仕上塗材に該当する全ての建材であり、～（省略） (下線追加)																																					
1-8	28行目	(右記を追加)	1-8	28行目	④ 船舶（総トン数20トン以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事																																					
1-13	表 1.4	表 1.4 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類 <table><tr><th>レベルの分類</th><th>レベル 1</th><th>レベル 2</th><th>レベル 3</th></tr><tr><td>建材の種類</td><td>石綿含有吹付け材</td><td>石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材</td><td>その他の石綿含有成形板(成形板等)</td></tr><tr><td>発じん性(注)</td><td>著しく高い</td><td>高い</td><td>比較的低い</td></tr><tr><td>具体的な使用箇所の例</td><td>① 建築基準法の耐火建築物、準耐火建築物の鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ② ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。</td><td>① ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ② 建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③ 断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。</td><td>① 建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ② 屋根材として石綿スレート等を用いている。</td></tr></table> 出典:建築物の解体・改修等工事における石綿作業主任者技能講習テキスト 建設業労働災害防止協会 (注)発じん性:建材の劣化度や解体方法等により発じん性は異なる。	レベルの分類	レベル 1	レベル 2	レベル 3	建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材	その他の石綿含有成形板(成形板等)	発じん性(注)	著しく高い	高い	比較的低い	具体的な使用箇所の例	① 建築基準法の耐火建築物、準耐火建築物の鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ② ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。	① ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ② 建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③ 断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。	① 建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ② 屋根材として石綿スレート等を用いている。	1-13	表 1.4	表 1.4 解体される建材の種類等による石綿ばく露の分類 <table><tr><th>建材の種類</th><th>石綿含有吹付け材 (レベル1)</th><th>石綿含有保温材等 (レベル2)</th><th>石綿含有成形板等 (レベル3)</th><th>石綿含有仕上塗材</th></tr><tr><td>対応石綿含有材</td><td>①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(断式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(断式)) ④石綿含有吹付けパームキュライト ⑤石綿含有吹付けバークライト</td><td>【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第一種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④パームキュライト保温材 ⑤バークライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)</td><td>①外壁・軒天 スレートボード、スレート被覆板、差込系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第一種 ②解壁 スレート被覆板、住宅屋根用化装スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセッコウ板、パルクセメント板、パルクセメント板、けい酸カルシウム板第一種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーステップフロア材 ⑤煙突セメント円筒 ⑥その他セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキング</td><td>①建築用仕上塗材(吹付けパームキュライト、吹付けバークライトは除く) ②建築用下地調整塗材(注)</td></tr><tr><td>発じん性</td><td>著しく高い</td><td>高い</td><td>比較的低い</td><td>比較的低い</td></tr><tr><td>具体的な使用箇所の例</td><td>①建築基準法の耐火建築物(3階以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200㎡以上の鉄骨構造の建築物等)などの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38(1963)年頃から昭和60(1975)年頃までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63(1988)年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年頃までの建築物に多い。</td><td>①ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③断熱材として、屋根用折板裏石綿断熱材、煙突用石綿断熱材を使用している。</td><td>①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②建築物の仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。</td><td>①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上げに仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。</td></tr></table> 出典:建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル:令和3年3月(厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課)	建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材	対応石綿含有材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(断式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(断式)) ④石綿含有吹付けパームキュライト ⑤石綿含有吹付けバークライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第一種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④パームキュライト保温材 ⑤バークライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート被覆板、差込系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第一種 ②解壁 スレート被覆板、住宅屋根用化装スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセッコウ板、パルクセメント板、パルクセメント板、けい酸カルシウム板第一種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーステップフロア材 ⑤煙突セメント円筒 ⑥その他セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキング	①建築用仕上塗材(吹付けパームキュライト、吹付けバークライトは除く) ②建築用下地調整塗材(注)	発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い	具体的な使用箇所の例	①建築基準法の耐火建築物(3階以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200㎡以上の鉄骨構造の建築物等)などの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38(1963)年頃から昭和60(1975)年頃までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63(1988)年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年頃までの建築物に多い。	①ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③断熱材として、屋根用折板裏石綿断熱材、煙突用石綿断熱材を使用している。	①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②建築物の仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。	①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上げに仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。	
レベルの分類	レベル 1	レベル 2	レベル 3																																							
建材の種類	石綿含有吹付け材	石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材	その他の石綿含有成形板(成形板等)																																							
発じん性(注)	著しく高い	高い	比較的低い																																							
具体的な使用箇所の例	① 建築基準法の耐火建築物、準耐火建築物の鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ② ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31年頃から昭和50年初頭までの建築物に多い。	① ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ② 建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③ 断熱材として、屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材を使用している。	① 建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ② 屋根材として石綿スレート等を用いている。																																							
建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有仕上塗材																																						
対応石綿含有材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(断式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(断式)) ④石綿含有吹付けパームキュライト ⑤石綿含有吹付けバークライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第一種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④パームキュライト保温材 ⑤バークライト保温材 ⑥不定形保温材(水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート被覆板、差込系サイディング、押出成形セメント板、けい酸カルシウム板第一種 ②解壁 スレート被覆板、住宅屋根用化装スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグセッコウ板、パルクセメント板、パルクセメント板、けい酸カルシウム板第一種、せっこうボード、ロックウール吸音天井板、ソフト巾木 ④ビニル床タイル、長尺塩ビシート、フリーステップフロア材 ⑤煙突セメント円筒 ⑥その他セメント管、ジョイントシート、紡織品、パッキング	①建築用仕上塗材(吹付けパームキュライト、吹付けバークライトは除く) ②建築用下地調整塗材(注)																																						
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い																																						
具体的な使用箇所の例	①建築基準法の耐火建築物(3階以上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が200㎡以上の鉄骨構造の建築物等)などの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、耐火被覆用として使われている。昭和38(1963)年頃から昭和60(1975)年頃までの建築物に多い。特に柱、エレベーター周りでは、昭和63(1988)年頃まで、石綿含有吹付け材が使用されている場合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又はビル以外の建築物(体育館、講堂、温泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、石綿とセメントの合材を吹付けて所定の被覆を形成させ、吸音、結露防止(断熱用)として使われている。昭和31(1956)年頃から昭和50(1975)年頃までの建築物に多い。	①ボイラ本体及びその配管、空調ダクト等の保温材として、石綿保温材、石綿含有けい酸カルシウム保温材等を張り付けている。 ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として、石綿耐火被覆板、石綿含有けい酸カルシウム板第二種を張り付けている。 ③断熱材として、屋根用折板裏石綿断熱材、煙突用石綿断熱材を使用している。	①建築物の天井、壁、床等に石綿含有成形板、ビニル床タイル等を張り付けている。 ②建築物の仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。	①建築物の外壁に仕上塗材が塗られている。 ②内装仕上げに仕上塗材が塗られている。 ③建築物の仕上塗材を施工する際、建築用下地調整塗材を使用している。																																						
		(右記に修正)																																								

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）													
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容											
1-18	表 1.6	表1.6 石綿ばく露と喫煙が肺がん死亡率[※]に及ぼす影響 <table><tr><td rowspan="2">Hammond1979 & Selikoff, 1979</td><td colspan="2">石綿ばく露</td></tr><tr><td>なし</td><td>あり</td></tr><tr><td>非喫煙者</td><td>1. 0</td><td>5. 17</td></tr><tr><td>喫煙者</td><td>10. 85</td><td>53. 24</td></tr></table> ※）10万人当たりの喫煙（－）で石綿（－）の男性の肺がん死亡率を1.0としたときの相対危険度（対10万人年） （右記に修正）	Hammond1979 & Selikoff, 1979	石綿ばく露		なし	あり	非喫煙者	1. 0	5. 17	喫煙者	10. 85	53. 24	1-18	図 1.7	図1.7 喫煙と石綿ばく露による肺がんリスク 出典 Markowitz, S. B. ら (2013)
Hammond1979 & Selikoff, 1979	石綿ばく露															
	なし	あり														
非喫煙者	1. 0	5. 17														
喫煙者	10. 85	53. 24														
1-24	2行目	（省略）～石綿関連疾患が約500名であり、～（省略） （下線右記に修正）	1-24	2行目	（省略）～石綿関連疾患が約1,000件であり、～（省略）											
1-26	27行目	肺がん死亡率は石綿ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）に比例する。一方、中皮腫死亡率は、石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。	1-26	27行目	肺がん死亡率は石綿累積ばく露量（ばく露濃度×ばく露年数）に比例する。一方、中皮腫死亡率は、石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。 （下線追加）											
2-1	20行目	大防法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料という）が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。	2-1	20行目	大防法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料（特定建築材料という）が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。 （下線追加）											
2-2	32行目	（省略）～事前調査に関する記録は、 <u>解体等工事</u> が終了した日から3年間保存する。 （下線右記に修正）	2-2	32行目	（省略）～事前調査に関する記録は、 <u>解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のうちいずれかの遅い日</u> から3年間保存する。											

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
2-13	図 2.5	 図 2.5 事前調査の基本的な流れ 出典:厚生労働省 石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル(2.20 版) 平成30年3月(一部改定)	2-13 2-14	図 2.5 図 2.6	(削除)
		(図2.5削除)			 図 2.5 事前調査の流れ① 出典:厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル 令和3年3月
2-14	図 2.6	 図 2.6 事前調査の具体的な流れ 出典:厚生労働省 石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル(2.20 版) 平成 30 年 3 月（一部改定）			 図 2.6 事前調査の流れ② 出典:厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散削減防止対策徹底マニュアル 令和3年3月

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）				2 版（令和 4 年 3 月 4 日）																																																																										
頁	箇所	内 容		頁	箇所	内 容																																																																								
3-5	図 3.2	<table><tr><th rowspan="2">階 段</th><th rowspan="2">屋 根</th><th rowspan="2">は り</th><th rowspan="2">床</th><th rowspan="2">柱</th><th colspan="2">壁</th><th rowspan="2">建 築 物 の 部 分 (注 1)</th><th rowspan="2">建 築 物 の 階 数</th></tr><tr><th>外 壁</th><th>間 仕 切 壁</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>1 時 間</td><td>1 時 間</td><td>1 時 間</td><td>1 時 間</td><td>以上で 4 以内の階</td><td>最上階および最上階から数えた階数が 2</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>2 時 間</td><td>2 時 間</td><td>2 時 間</td><td>2 時 間</td><td>1 以内の階</td><td>最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階</td></tr><tr><td>30 分 間</td><td>30 分 間</td><td>3 時 間</td><td>2 時 間</td><td>3 時 間</td><td>2 時 間</td><td>2 時 間</td><td>1 以上の階</td><td>最上階から数えた階数が 15 以上の階</td></tr></table> 最上階から数えた階数が 5 以上で 1 以内の階 最上階から数えた階数が 1 以上の階 (枠内 右記に修正)		階 段	屋 根	は り	床	柱	壁		建 築 物 の 部 分 (注 1)	建 築 物 の 階 数	外 壁	間 仕 切 壁				1 時 間	1 時 間	1 時 間	1 時 間	以上で 4 以内の階	最上階および最上階から数えた階数が 2				2 時 間	2 時 間	2 時 間	2 時 間	1 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階	30 分 間	30 分 間	3 時 間	2 時 間	3 時 間	2 時 間	2 時 間	1 以上の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階	3-5	図 3.2	最上階から数えた階数が 5 以上で14以内の階 最上階から数えた階数が15以上の階 (枠内右記に修正)																																		
階 段	屋 根	は り	床						柱	壁			建 築 物 の 部 分 (注 1)	建 築 物 の 階 数																																																																
				外 壁	間 仕 切 壁																																																																									
			1 時 間	1 時 間	1 時 間	1 時 間	以上で 4 以内の階	最上階および最上階から数えた階数が 2																																																																						
			2 時 間	2 時 間	2 時 間	2 時 間	1 以内の階	最上階から数えた階数が 5 以上で 14 以内の階																																																																						
30 分 間	30 分 間	3 時 間	2 時 間	3 時 間	2 時 間	2 時 間	1 以上の階	最上階から数えた階数が 15 以上の階																																																																						
3-10	18行目	一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。<u>100～3,000㎡（建築物の構造や用途などによって異なる）ごとの区画。</u> 高層建築物においては、区画の面積が小さくなる<u>（100～1,000㎡）</u>ため、～（省略） (下線削除)		3-10	18行目	一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。 高層建築物においては、区画の面積が小さくなるため、～（省略)																																																																								
3-10	31行目	(省略) ～<u>堅穴区画が建築基準法に組み込まれたのは1967（昭和42）年</u>であるため、～（省略） (下線右記に修正)		3-10	31行目	(省略) ～<u>堅穴区画が建築基準法に組み込まれたのは1969（昭和44）年</u>であるため、～（省略)																																																																								
3-19	表3.8	<table><tr><th colspan="6">表 3.8 内装制限を受ける特殊建築物</th><th rowspan="2">参照条文 (建 築 基 準 法 施 行 令) (注10)</th></tr><tr><th>建築物の用途・構造・規模区分(注1)</th><th>用途に供する部分の床面積の合計など</th><th>耐火建築物</th><th>準耐火建築物</th><th>その他の建築物</th><th>居室から地上に通ずる主たる廊下・階段・通路</th></tr><tr><td>① 劇場・映画館・演習場・観覧場・公食堂・集会場</td><td>客 席 400㎡以上</td><td>客 席 100㎡以上</td><td>客 席 100㎡以上</td><td></td><td></td><td rowspan="3">129条第1項 128条の4第1項</td></tr><tr><td>② 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設など</td><td>(3階以上) 300㎡以上 (注3)</td><td>(2階部分) (注4) 200㎡以上</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>③ 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・パブ・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(床面積10㎡を超えるもの)</td><td>(3階以上) 1,000㎡以上</td><td>(2階部分) 500㎡以上</td><td>200㎡以上</td><td>難燃材料など(注5)</td><td>準不燃材料</td></tr><tr><td>④ 階数・規模によるもの(注6)</td><td>階数が3以上500㎡を超えるもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3">129条第4項</td></tr><tr><td></td><td>階数が2以上1,000㎡を超えるもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>階数が1以上3,000㎡を超えるもの</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤ 地階・地下工作物内に設ける居室で①～③の用途に供するもの(無気密室(注7))</td><td>全部</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">129条第2、3、5項 128条の4第1項 128条の3の2</td></tr><tr><td>⑥ 自動車庫・自動車修理場</td><td>全部</td><td></td><td></td><td></td><td>準不燃材料など</td></tr><tr><td>⑦ 火気使用室(注8)(主要構造部を耐火構造としたものを除く)</td><td>住宅(注9)…半建または壁上階を除く 住宅以外…火気使用室は全部</td><td></td><td></td><td></td><td>—</td><td>129条第6項 128条の4第4項</td></tr></table> (注1) ①～③については 1 耐火建築物は、建築基準法第86条の4の規定により耐火建築物とみなされるものを含む。準耐火建築物は、同条の規定により準耐火建築物とみなされるものを含む。 2 建築基準法施行令第115条の2の2第1項第1号に掲げる技術的基準に適合する準耐火建築物の下階、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する部分は、耐火建築物の部分とみなす。 (注2) ①～③については、床面積の大きさが1.2㎡以下の部分を除く。 準不燃材料 準不燃材料など (枠内 右記に修正)		表 3.8 内装制限を受ける特殊建築物						参照条文 (建 築 基 準 法 施 行 令) (注10)	建築物の用途・構造・規模区分(注1)	用途に供する部分の床面積の合計など	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室から地上に通ずる主たる廊下・階段・通路	① 劇場・映画館・演習場・観覧場・公食堂・集会場	客 席 400㎡以上	客 席 100㎡以上	客 席 100㎡以上			129条第1項 128条の4第1項	② 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設など	(3階以上) 300㎡以上 (注3)	(2階部分) (注4) 200㎡以上				③ 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・パブ・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(床面積10㎡を超えるもの)	(3階以上) 1,000㎡以上	(2階部分) 500㎡以上	200㎡以上	難燃材料など(注5)	準不燃材料	④ 階数・規模によるもの(注6)	階数が3以上500㎡を超えるもの					129条第4項		階数が2以上1,000㎡を超えるもの						階数が1以上3,000㎡を超えるもの					⑤ 地階・地下工作物内に設ける居室で①～③の用途に供するもの(無気密室(注7))	全部					129条第2、3、5項 128条の4第1項 128条の3の2	⑥ 自動車庫・自動車修理場	全部				準不燃材料など	⑦ 火気使用室(注8)(主要構造部を耐火構造としたものを除く)	住宅(注9)…半建または壁上階を除く 住宅以外…火気使用室は全部				—	129条第6項 128条の4第4項	3-19	表3.8	壁・天井とも準不燃材料 壁・天井とも準不燃材料など (枠内 下線追加)	
表 3.8 内装制限を受ける特殊建築物						参照条文 (建 築 基 準 法 施 行 令) (注10)																																																																								
建築物の用途・構造・規模区分(注1)	用途に供する部分の床面積の合計など	耐火建築物	準耐火建築物	その他の建築物	居室から地上に通ずる主たる廊下・階段・通路																																																																									
① 劇場・映画館・演習場・観覧場・公食堂・集会場	客 席 400㎡以上	客 席 100㎡以上	客 席 100㎡以上			129条第1項 128条の4第1項																																																																								
② 病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・ホテル・旅館・下宿・共同住宅・寄宿舎・児童福祉施設など	(3階以上) 300㎡以上 (注3)	(2階部分) (注4) 200㎡以上																																																																												
③ 百貨店・マーケット・展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・パブ・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店・物品販売業を営む店舗(床面積10㎡を超えるもの)	(3階以上) 1,000㎡以上	(2階部分) 500㎡以上	200㎡以上	難燃材料など(注5)	準不燃材料																																																																									
④ 階数・規模によるもの(注6)	階数が3以上500㎡を超えるもの					129条第4項																																																																								
	階数が2以上1,000㎡を超えるもの																																																																													
	階数が1以上3,000㎡を超えるもの																																																																													
⑤ 地階・地下工作物内に設ける居室で①～③の用途に供するもの(無気密室(注7))	全部					129条第2、3、5項 128条の4第1項 128条の3の2																																																																								
⑥ 自動車庫・自動車修理場	全部				準不燃材料など																																																																									
⑦ 火気使用室(注8)(主要構造部を耐火構造としたものを除く)	住宅(注9)…半建または壁上階を除く 住宅以外…火気使用室は全部				—	129条第6項 128条の4第4項																																																																								

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
3-86	17行目	(下線追加)	3-86	17行目	・巾木を施工する際に使用した接着剤に石綿が含まれていることがある。 (下線追加)
3-101	1行目	内部仕上表などの備考や欄外に認定番号が記載されている場合、データベースで照合する。例えば、せっこうボード不燃第1004号の場合は以下のとおりである。 <u>ただし、不燃第1061号のように「石綿あり」だけでなく、「石綿無し」も存在するものもあるので注意する。</u> (下線削除)	3-101	1行目	内部仕上表などの備考や欄外に認定番号が記載されている場合、データベースで照合する。例えば、せっこうボード不燃第1004号の場合は以下のとおりである。
3-107	参考情報	1) 接着剤 日本接着剤工業会><u>トピックス>施工された石綿含有接着剤の改修時の取り扱いについて</u> http://www.jaia.gr.jp/press2_file/20070111.pdf 2) 塗料および建築用仕上塗材 日本建築仕上材工業会>アスベスト含有塗材情報 http://www.nsk-web.org/asubesito/index.html 3) アスファルト防水（ルーフィング・コーティング） （一社）日本防水材料協会 アスファルト防水部会><u>アスファルト防水関連情報</u> http://aspdiv.jwma.or.jp/tec/tec_1_2.html 4) ガasket、パッキンなど（例） 日本バルカー工業株式会社><u>製品情報>アスベスト関連情報</u> http://www.valqua.co.jp/product_classification/treatment/ <u>ニチアス>アスベスト（石綿）関連情報>過去に販売したアスベスト含有製品>ガasket、パッキン</u> http://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/pdf/seal.pdf 5) その他副資材 ① ユニットバス壁材など INAX>その他の大切なお知らせ https://inax.lixil.co.jp/warnings/050818/ ③ ブレーキパッド <u>（一社）日本エレベータ協会>業界情報>2011年4月21日>非飛散性アスベスト（石綿）についてのお知らせ</u> https://www.n-elekyo.or.jp/docs/asube-ippan20110421.pdf ③ モルタル混和剤 左官用モルタル混和剤中の石綿の含有について（厚生労働省報道発表資料） https://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07/h0702-1.html (下線を右記に修正)	3-107	参考情報	1) 接着剤 日本接着剤工業会><u>アスベスト（施工された石綿含有接着剤の改修時の取り扱いについて）</u> http://www.jaia.gr.jp/cgi-bin/press2/detail 2) 塗料および建築用仕上塗材 日本建築仕上材工業会>アスベスト含有塗材情報 http://www.nsk-web.org/asubesito/asubesito_2 3) アスファルト防水（ルーフィング・コーティング） （一社）日本防水材料協会 アスファルト防水部会><u>技術資料（アスベストについて）</u> http://aspdiv.jwma.or.jp/tec 4) ガasket、パッキンなど（例） アスベスト（石綿）関連情報>日本バルカー工業株式会社 http://www.valqua.co.jp/product_classification/treatment/ アスベスト（石綿）関連情報>ニチアス株式会社><u>過去に販売したアスベスト（石綿）含有製品について</u> http://www.nichias.co.jp/kanrenjouhou/product/index.html 5) その他副資材 ① ユニットバス壁材など INAX>その他の大切なお知らせ（2005/08/18当社におけるアスベスト（石綿）使用状況について） https://inax.lixil.co.jp/warnings ② ブレーキパッド 一般社団法人日本エレベータ協会>業界関係者の情報>2011年4月21日>非飛散性アスベスト（石綿）についてのお知らせ https://www.n-elekyo.or.jp/docs/asube-ippan20110421.pdf ③ モルタル混和剤 左官用モルタル混和剤中の石綿の含有について（厚生労働省報道発表資料）（2004年7月2日） https://www.mhlw.go.jp/houdou/2004/07 (下線修正、追加)
4-4	36行目	(省略) ～建材等を取り外す時には、パール、ハンマー、 <u>ベビーサンダー</u> などが必要となる。～ (省略) (下線削除)	4-4	36行目	(省略) ～建材等を取り外す時には、パール、ハンマーなどが必要となる。～ (省略)

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
4-15	35行目	（省略）～サンプリングを行い、分析を行う。石綿使用禁止以前に着工した建築物に～（省略）	4-15	35行目	（省略）～サンプリングを行い、分析を行う。 <u>但し、石綿が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよい。</u> 石綿使用禁止以前に着工した建築物に～（省略） （下線追加）
4-17	4行目	（省略）～NM-○○○○とあれば、 <u>遅くとも平成14年以降</u> の製品である。～（省略） （下線右記に修正）	4-17	4行目	（省略）～NM-○○○○とあれば、 <u>早くとも平成12年以降</u> の製品である。～（省略）
4-28	36行目	なお、主成分がパーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1mm以下がほとんどのため、この場合は <u>100cm²角</u> 程度の試料採取を行う。～（省略） （下線右記に修正）	4-28	36行目	なお、主成分がパーミキュライト主体の吹付け材に関しては、厚み1mm以下がほとんどのため、この場合は <u>10cm</u> 角程度の試料採取を行う。～（省略）
4-38	21行目	耐火被覆材には、吹付け材、耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種、耐火塗り材がある。吹付け材を除く耐火被覆材は <u>施工部位が梁、柱と明確であり、各階の梁、柱全体を施工範囲とする。</u> （下線削除）	4-38	21行目	耐火被覆材には、耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第2種、耐火塗り材がある。吹付け材を除く耐火被覆材は各階の梁、柱全体を施工範囲とする。
4-40	12行目	（省略）～この範囲からの試料採取は避け、系統単位を施工範囲とし、600m ² ごとに、～（省略） （下線右記に修正）	4-40	12行目	（省略）～この範囲からの試料採取は避け、系統単位を施工範囲とし、600m ² ごとに、～（省略）
4-41	34行目	なお、安衛法では、 <u>石綿含有の建築用仕上塗材（及びその下地調製塗材）のうち、吹付け施工のものが石綿の計画届や作業届の対象となることとされているが、その際に、建築用仕上塗材とその下地調製塗材を区別して石綿の含有の有無を分析できた場合は、石綿含有材料部分が吹付け施工か否かにより、この届出の要否が決まることとされている（平成30年1月29日基安化発0129第1号）。</u> （下線削除）	4-41	34行目	（削除）
4-43	6行目	⑤ 改修（再塗装）で、塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は <u>仕上塗材のみとなる。</u> ～（省略） （下線右記に修正）	4-43	6行目	⑤ 改修（再塗装）で、塗材に亀裂や部分的剥離がない場合には、調査対象は <u>仕上塗材のみの確認</u> でもよい。～（省略）
4-51	参考	（参考）現地調査から試料採取までの責任分担の明確化 石綿用放射線防止対策徹底マニュアル [2.20 版]（厚生労働省）（抜粋） 7. 事前調査の一連の過程では、 ・現地調査において同一材料範囲の判断 ・試料採取において同一材料範囲のうちの箇所から試料採取するか判断を行う。これらは石綿の有無に関する重要な判断であり、これらの判断の責任者が誰であるか不明確なまま、事前調査を行ってはならない。 また、一部解体や改修工事であれば、工事内容によって調査すべき建材の範囲が異なってくるため、工事内容に応じて調査対象建材を適切に判断しなければならない。 8. 具体的には、次の通りである。 ・石綿則上は同一材料範囲の判断までが第3条第1項に基づく現地調査の一環であるが、試料採取を外注する際に、同一材料範囲の判断もあわせて依頼するのであれば、そのことを明示して依頼することが必要である。 ・試料採取を行う際に、採取作業とは別の者が、採取箇所を指示（判断）する場合もある。採取作業だけでなく、採取箇所の指示者（判断者）の氏名も報告書に明記する。 ・分析機関が試料採取に関与しない場合には、試料採取者は、採取した試料ごとに、表—4（編注：本テキストの表3.4）に示す試料採取履歴に求められている内容について記入し、試料と一緒に分析機関に委託する。また、分析機関に試料採取者の情報を伝え、分析機関が作成する分析結果報告書には、当該試料採取者の情報を記録させる必要がある。			（削除）
4-54	9行目	ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「 <u>石綿分析技術の評価事業（石綿分析に係るクロスチェック事業）</u> 」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者 （下線右記に修正）	4-54	9行目	ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「 <u>石綿分析技術の評価事業</u> 」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
4-54	17行目	 <			

初版6刷（令和4年2月15日）			2版（令和4年3月4日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
5-41	12行目	5. 4 所有者等への報告 <u>調査者は、建築物の所有者からの依頼を受けて、現地調査、石綿含有分析機関への調査依頼などを行い、現地調査総括票、現地調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料をとりまとめた調査報告書を建築物の所有者等に報告する。</u> <u>報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。また、調査結果によっては建築物の所有者等に石綿則や大気汚染防止法に基づく届出等の義務が生じることもある。調査者は、調査の目的を踏まえた上で、必要な内容を報告する必要がある。</u> <u>建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査報告書を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。</u> <u>また、改正石綿則（令和3年4月施行）では、作業計画に従って、写真等による解体・改修作業の実施状況の記録（湿潤化の状況、マスク等の使用状況も含む）は、調査を終了した月から3年間保存することとしているが、建築物等の所有者も石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までではなく、事業者と同様に調査を終了した月から3年間記録を保存することが望ましい。</u> <u>なお、建築物所有者によっては、石綿含有製品の基準の変更等により、複数回の調査を余儀なくされたことが負担になっているとの指摘があることも調査者は理解しておきたい。</u> （下線右記に修正）	5-41	12行目	5. 4 所有者等への報告 <u>調査者は、元請業者等（維持管理のための調査の場合は、建築物の所有者等）からの依頼を受けて、書面調査、目視調査、分析調査（分析調査については、分析機関へ調査依頼することを含む）などを行い、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料等を取りまとめた事前調査報告書を作成する。</u> <u>作成された事前調査結果の報告は、石綿則及び大防法の定めにより、元請業者等は、調査の目的を踏まえた上で、当該調査の依頼者に書面で報告する。</u> <u>報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、公正中立の立場から、建築物の所有者等の求めに応じて、丁寧に説明することが重要である。</u> <u>また、事前調査結果は、石綿則及び大防法で定められた報告対象の要件に基づき、元請業者等は原則電子システムにより、管轄の監督署長及び自治体に報告しなければならない（令和4年4月1日施行）。</u> <u>建築物の発注者等には大防法の定めにより、事前調査結果に基づいて作成された特定粉じん排出等作業届出の義務が生じる。</u> <u>建築物の発注者等は、建築物の解体・改修を行う場合は、施工者に調査に必要な情報を開示し、適切に解体・改修が行われるよう協力しなければならない。</u> <u>石綿則及び大防法では、解体・改修工事の事業者は、事前調査の結果の記録を3年間保存しなければならない。また、事前調査を実施した調査者は、事前調査の結果の記録を3年間保存することが望ましい。</u> <u>加えて、石綿則では、事前調査の結果の概要を40年間保存しなければならない。</u> <u>建築物の所有者には法律上の保管義務はないが、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去等の工事が終了するまでではなく、施工者と同様に3年間保存することが望ましい。</u>
巻末資料 5-7	17行目	（右記追加）	巻末資料 5-7	17行目	<u>（事前調査の結果等の報告）</u> <u>第4条の2 事業者は、次のいずれかの工事を行うおとすときは、あらかじめ、電子情報処理組織（厚生労働省の使用に係る電子計算機と、この項の規定による報告を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、次項に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。</u> <u>1 建築物の解体工事（当該工事に係る部分の床面積の合計が80平方メートル以上であるものに限る。）</u> <u>2 建築物の改修工事（当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。）</u>

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					3 工作物（石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）の解体工事又は改修工事（当該工事の請負代金の額が100万円以上であるものに限る。） 4 船舶（総トン数20t以上の船舶に限る。）の解体工事又は改修工事 2 前項の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げるもの（第3条第3項第3号から第8号までの場合においては、第1号から第4号までに掲げるものに限る。）とする。 1 第3条第5項第1号から第4号までに掲げる事項及び労働保険番号 2 解体工事又は改修工事の実施期間 3 前項第1号に掲げる工事にあつては、当該工事の対象となる建築物（当該工事に係る部分に限る。）の床面積の合計 4 前項第2号又は第3号に掲げる工事にあつては、当該工事に係る請負代金の額 5 第3条第5項第5号及び第8号に掲げる事項の概要 6 前条第1項に規定する作業を行う場合にあっては、当該作業に係る石綿作業主任者の氏名 7 材料ごとの切断等の作業（石綿を含有する材料に係る作業に限る。）の有無並びに当該作業における石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法及び当該作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法 3 第1項の規定による報告は、様式第1号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出することをもって代えることができる。 4 第1項各号に掲げる工事を同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを1の契約で請け負ったものとみなして、同項の規定を適用する。 5 第1項各号に掲げる工事の一部を請負人に請け負わせている事業者（当該仕事の一部を請け負わせる契約が2以上あるため、その者が2以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。）があるときは、当該仕事の作業の全部について、当該事業者が同項の規定による報告を行わなければならない。 （作業の届出） 第5条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第1号の2による届書に当該作業に係る解体等対象建築物等の概要を示す図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。 1 解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等（石綿等が使用されている仕上り用塗料（第6条の3において「石綿含有仕上り塗料」という。）を除く。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業

初版 6 刷（令和 4 年 2 月 15 日）			2 版（令和 4 年 3 月 4 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
					<u>2 解体等対象建築物等に張り付けられている石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。）等（以下「石綿含有保温材等」という。）の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）</u> <u>2 前項の規定は、法第88 条第 3 項の規定による届出をする場合にあっては、適用しない。</u>